

託送関連情報管理要則

1 目 的

この要則は、「託送業務管理規程」に基づき、託送関連情報について取扱いの厳正化を図るため、その管理方法及び管理体制について定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要則で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「託送関連情報」とは、特定規模電気事業者及び特定規模電気事業を営む一般電気事業者並びにその発電者、需要者の名称、住所、契約電力、電力の発電・使用状況等事業内容に関する情報をいう。ただし、託送供給開始後の発電者、需要者の名称、住所、連絡先（主任技術者等の氏名を含む）は除く。
- (2) 「託送業務」とは、接続供給並びに特定規模電気事業の用に供するための振替供給に関する相談・問い合わせ対応、技術検討・工事の実施、契約締結、運用・管理等の一連の業務をいう。
- (3) 「託送部門」とは、託送業務を行う部門であり、以下を指す。
 - ・ 電力輸送本部（本部直轄機関を含む）
 - ・ お客さま本部のうち、本店の配電業務に従事するグループ及び当該グループのみを総括する部長・副部長、並びに直轄機関の配電業務に従事するグループ
 - ・ 立地本部の用地業務に従事するグループ及び当該グループのみを総括する部長・副部長、並びに支社用地部
 - ・ 情報通信本部の通信業務に従事するグループ及び当該グループのみを総括する部長・副部長、並びに支社技術部の通信業務に従事するグループ
- (4) 「他部門」とは、託送部門以外の部門をいう。
- (5) 「建設担当箇所」とは、流通設備、電力保安通信設備及び取引用計器の計画、工事実施、用地取得等を担当する箇所をいう。

3 適用範囲

この要則は、託送業務に従事する従業員がその業務を通じて知り得た託送関連情報を対象とする。

4 全般的な情報管理

4.1 特定規模電気事業者等との情報連絡窓口

特定規模電気事業者及び特定規模電気事業を営む一般電気事業者並びにその発電者、需要者（以下、特定規模電気事業者等という。）との情報連絡窓口は、給電運用申合せ書等で別途取り決めるものを除き、ネットワークサービスセンターとする。

4.2 情報管理の基本的考え方

(1) 託送部門における情報管理

託送部門の従業員が業務を通じて知り得た託送関連情報については、必要な情報に限定して関係箇所と授受を行う。なお、託送部門内においても関係箇所限りの扱いとする。

また、託送業務に従事する従業員及びその職にあった者は、その業務を通じて知り得た託送関連情報を営業活動あるいは電力取引に関わる活動に利用してはならない。

(2) 他部門における情報管理

託送業務に関連して、他部門の従業員が、託送部門から、資機材購買や会計処理等の業務遂行に必要な託送関連情報の提供を受けた場合は、その情報を当該業務の目的以外に利用してはならない。

4.3 発受信の管理

(1) 託送業務に従事する従業員は、託送関連情報の関係箇所への発信に際し、情報の漏洩防止に配慮した上で発信するとともに、発信日、発信情報、発信目的、発信先箇所名等を記録に残さなければならない。

(2) 託送関連情報を受信した従業員は、受信日、受信情報、送信元箇所名等を記録に残さなければならない。

4.4 情報資産の保管

(1) 託送業務に従事する従業員は、託送関連情報を含む文書について、情報の漏洩がないよう厳正に保管しなければならない。

(2) 託送関連情報を含む電子データを保有する箇所は、当該電子データについて、情報漏洩防止のため、当該情報保有箇所以外からアクセスができないよう対策を講じなければならない。

5 個別業務における情報管理

5.1 接続検討・託送供給申込みに関わる事前相談における情報管理

(1) ネットワークサービスセンターが特定規模電気事業者等から取得した以下の情報は、原則としてネットワークサービスセンター限りの扱いとする。

- ・発電者、需要者、代表契約者等の名称、住所及び連絡先等
- ・相談・問い合わせ内容

(2) ネットワークサービスセンターは、特定規模電気事業者等からの相談・問い合わせ内容について他の箇所に確認を行う必要がある場合、名称を符号化して行う。

5.2 接続検討に関わる業務における情報管理

(1) ネットワークサービスセンターは、建設担当箇所へ接続検討依頼を行う場合、名称を符号化して行う。

- (2) 建設担当箇所が、接続検討に際して特定規模電気事業者等に検討諸元データの確認等を行う必要がある場合は、ネットワークサービスセンターを通じて行う。

5.3 流通設備建設に関わる業務における情報管理

- (1) ネットワークサービスセンターは、建設担当箇所に工事検討または工事実施を依頼する場合、名称を符号化して行う。
- (2) 工事実施段階においては、符号のままでは実施できない業務が発生するため、ネットワークサービスセンターは建設担当箇所に対し符号を解除するが、この際も建設担当箇所は当該目的以外に実名を使用してはならない。
- (3) 建設担当箇所における業務に必要な検討諸元データ等の特定規模電気事業者等への確認は、原則としてネットワークサービスセンターを通じて行うものとするが、直接行うことが効率的な場合は、情報連絡担当者を明確にしたうえで、あらかじめネットワークサービスセンターを通じ特定規模電気事業者等の了解を得た上で行う。
- (4) 用地取得業務における地権者対応等、社外関係者への情報提供を必要とする場合は、あらかじめネットワークサービスセンターを通じ特定規模電気事業者等の了解を得て行う。
- (5) 取引先に工事付託・業務委託等を行う場合は、当該取引先に対して託送関連情報管理の徹底を指導するものとする。

5.4 契約締結、料金関係業務における情報管理

- (1) ネットワークサービスセンターは、契約に関する情報のうち、流通設備計画及び流通設備運用等の業務遂行に必要な情報については、目的を明確にした上で、必要な情報のみを関係箇所に提供する。
- (2) 特定規模電気事業者等の託送料金に関する情報については、ネットワークサービスセンター限りの扱いとする。

5.5 流通設備の運用における情報管理

流通設備の運用に関する業務の実施に伴い知り得た以下の情報については、ネットワークサービスセンター及び当該業務担当箇所限りの扱いとする。

- a 発電者の発電計画・発電状況
- b 需要者の電力使用状況
- c 同時同量遵守状況
- d その他これらに類する情報

6 託送関連情報管理体制

6.1 託送関連情報管理責任者等の設置

託送業務管理規程にて設置する託送関連情報管理統括責任者の下に、託送関連情報管理責任者等を、下表のとおり設置する。また、託送関連情報管理体制は別紙1のとおりとする。

| 名 称 | 対 象 者 |
|-------------|--|
| 託送関連情報管理責任者 | (本店)・電力輸送本部 計画担当部長、設備担当部長、 系統運用担当部長、ネットワークサービスセンター所長 ・お客さま本部 配電担当部長、配電技術担当部長 ・立地本部 用地担当部長 ・情報通信本部 電子通信担当部長 ～担当部長とは、～業務を担当する部長を示す。 |
| 託送関連情報管理者 | (送変電技術センター)送変電技術センター所長 (各電力センター)電力センター長 (各お客さまセンター)業務運営部託送業務総括担当グループ長 (各支社)技術部通信運営(管理)G長、用地部長 |
| 託送関連情報管理事務局 | (本店)ネットワークサービスセンター |

6.2 託送関連情報管理統括責任者の責務

託送関連情報管理統括責任者(以下「情報管理統括責任者」という)は、託送関連情報管理責任者から託送関連情報の管理状況について報告を受け、統括的な指示を行うとともに、必要に応じ、情報管理について改善指導を行う。

6.3 託送関連情報管理責任者の責務

託送関連情報管理責任者(以下「情報管理責任者」という)は、管轄する本店の託送業務を行う箇所の長及び送変電技術センター・電力センター・お客さまセンター・支社の託送関連情報管理者から、託送関連情報の管理状況について報告を受け、必要に応じ改善指導を行うとともに、情報管理統括責任者及び託送関連情報管理事務局に管理状況を報告する。

6.4 本店において託送業務を行う箇所の長の責務

託送業務を行う箇所の長は、当該箇所における託送関連情報の管理状況を把握し、必要に応じ改善指導を行うとともに、情報管理責任者に管理状況を報告する。

6.5 託送関連情報管理者の責務

託送関連情報管理者(以下「情報管理者」という)は、管轄する送変電技術センター・電力センター・お客さまセンター・支社以下の託送業務を行う箇所の長から託送関連情報の管理状況について報告を受け、必要に応じ改善指導を行うとともに、情報管理責任者及び託送関連情報管理事

務局に管理状況を報告する。

6.6 送変電技術センター・電力センター・お客さまセンター・支社以下において託送業務を行う箇所の長の責務

託送業務を行う箇所の長は、当該箇所における託送関連情報の管理状況を把握し、必要に応じて改善指導を行うとともに、情報管理者に管理状況を報告する。

6.7 託送関連情報管理事務局の責務

託送関連情報管理事務局は、託送関連情報の管理状況を集約し、情報管理統括責任者に報告する。

6.8 託送関連情報管理会議の設置及び運営

- (1) 託送関連情報の管理を円滑に行うため、情報管理統括責任者及び情報管理責任者にて組織する託送関連情報管理会議（以下「管理会議」という）を設置する。
- (2) 管理会議の議長は情報管理統括責任者がこれに当たり、議長が必要と判断したときに開催する。
- (3) 議長が必要と判断した場合は、管理会議に情報管理責任者以外の関係者を出席させることができる。